介護支援専門員再研修の実習について

１．実習期間

令和３年１月２１日（金）～２月１６日（水）の間に随時実施

２．実習内容

　①　目的

一つの事例にしっかりと取り組み、居宅サービス計画書等を作成することで、前期研修の各科目で学んだ知識・技術、基本的な考え方を定着させることを目的とします。

②　内容

実習協力者（③を参照）を選定し、居宅サービス計画書等を作成します。

③　実習協力者について

実習協力者は、原則として受講者自身が選定するものとします。例えば、自身の勤務している施設・事業所の方、身近な家族・親族等から実習協力者を選定してください。

実習協力者は、要介護認定を受け、在宅で療養中の高齢者を対象とします。（要介護２～５の方で、本人の意向を確認できる方が望ましいです。施設入所者・グループホーム利用者・要支援者は対象者となりませんので、ご注意ください。なお、介護関係の施設・事業所に勤務しておらず、身近にも実習協力者に適した方がいない場合は、前期の研修中に指定する事例に基づき、作成してください。）

実習協力者に対し、実習の目的や方法、活用する情報の範囲、個人情報の取扱等を説明し、「実習承諾書」及び「実習誓約書」の文書を交わしてください。（提出不要）。実習協力者については、ご本人はもちろんのこと、ご家族や介護者の了解も必ず得ておいてください。

④　秘密の保持

　　　実習で作成・提出する書類には、実習協力者の氏名・住所等は記載せず、個人を特定できないよう配慮し、また、利用者やその家族について知り得た情報を当該関係者以外には漏らさず、実習中及び実習修了後においても、秘密の保持について厳守願います。

　⑤　その他

　　　作成した居宅サービス計画書等は、研修後期の初日までにご提出いただきます。作成書類等、実習の詳細については、前期の研修中にご説明します。

体調管理に十分留意して実習に臨んでください。作成した居宅サービス計画書を後期の研修で使用しますので、実習期間内に作成できなかった場合は後期の研修を受講できません。万が一、実習が困難になった場合は、研修実施機関へご連絡ください。